

いわき東警察署(自転車対策重点地区・路線図)



~自転車安全利用五則~

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 - 2 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
 - 3 夜間はライトを点灯
 - 4 飲酒運転は禁止
 - 5 ヘルメットを着用



令和6年にいわき東警察署管内で 自転車乗車中に死傷した人の状況 等

死傷者数	うちヘルメット			事故時のヘルメット着用率	
	着用	非着用	着用	令和6年	令和5年
小学生	0 人	0 人	0 人	-	-
中学生	2 人	0 人	2 人	0%	0%
高校生	4 人	1 人	3 人	25%	0%
一般	2 人	1 人	1 人	50%	-
高齢者	3 人	0 人	3 人	0%	50%
合計	11 人	2 人	9 人	18%	25%

○選定理由

いずれの路線も通学や買い物等による自転車の通行量があり、事故の発生が心配される路線です。

○普通自転車の通行方法について

自転車安全利用五則を守って走行しましょう。「普通自転車専用通行帯」が設置されている場合は、左側の通行帯を走行しましょう。

○ヘルメットを被りましょう。

令和5年4月1日から、自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務化されました。

万が一の交通事故に備えて、ヘルメットを正しく着用しましょう！